

就労継続支援A型事業所におけるスコア表（実績Ⅰ～Ⅳ、Ⅵ）

(Ⅰ) 労働時間														
前年度（ 年度）		雇用契約を締結していた全ての利用者における延べ労働時間		164,660	時間	雇用契約を締結していた延べ利用者数		185	人					
		利用者の1日の平均労働時間数		4	時間									
(Ⅱ) 生産活動														
会計期間（ 月～ 月）		前々々年度（令和4年度）		生産活動収入から経費を除いた額		6,370,808	円	利用者に支払った賃金総額		12,799,716	円	収支	▲ 6,428,908	円
		前々年度（令和5年度）		生産活動収入から経費を除いた額		17,022,244	円	利用者に支払った賃金総額		15,182,592	円	収支	1,839,652	円
		前年度（令和6年度）		生産活動収入から経費を除いた額		26,395,846	円	利用者に支払った賃金総額		15,904,604	円	収支	10,491,242	円
(Ⅲ) 多様な働き方														
前年度（ 年度）における取組（全体表「(Ⅲ) 多様な働き方」の各項目において「就業規則等で定めている」と選択した場合に記載）														
①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度				②利用者を職員として登用する制度				③在宅勤務に係る労働条件及び服務規律						
◎免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度を定めている ☒				◎利用者を職員として登用する制度を定めている ☒				在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する制度を定めている ☐						
就業規則第30条を定めとする				就業規則第31条を定めとする										
④フレックスタイム制に係る労働条件				⑤短時間勤務に係る労働条件				⑥時差出勤制度に係る労働条件						
◎フレックスタイム制に係る労働条件を定めている ☐				◎短時間勤務に係る労働条件を定めている ☐				◎時差出勤制度に係る労働条件を定めている ☐						
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度				⑧傷病休暇等の取得に関する事項										
◎有給休暇の時間単位取得または、計画的付与制度を定めている ☒				◎傷病休暇等の取得に関する事項を定めている ☒										
就業規則第10条の3を定めとする				就業規則第10条の4を定めとする										
(Ⅳ) 支援力向上														
前年度（ 年度）における取組（全体表「(Ⅳ) 支援力向上」の各項目に取組あり選択とした場合に記載）														
①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会				②研修、学会等又は学会誌等において発表				③視察・実習の実施又は受け入れ						
◎研修計画を策定している ☒				◎研修、学会等又は学会誌等において1回以上発表している ☒				◎先進的事業者の視察・実習の実施している ☒						
◎外部研修、もしくは内部研修を1回以上実施している。 ☒				※研修、学会等名 第115回 まなび会				もしくは、他の事業所の視察・実習を受け入れている ☒						
				実施日 令和6年 7月 20日				※先進的事業者名 ファステラウン						
※研修名 A型勉強会				※研修、学会等名 第116回 まなび会				実施日/参加者数 令和6年 7月 10日 1人						
研修講師 久留米市内A型事業所				実施日 令和6年 3月 23日				※他の事業所名 福笑い・ほうれんそう・TANOSHIKA						
実施日・受講者数 5/17 11/15 計 70人								実施日/参加者数 令和6年 3月 24日 5人						
④販路拡大の商談会等への参加				⑤職員の人事評価制度				⑥ピアサポーターの配置						
◎販路拡大の商談会や展示会等へ1回以上参加している。 ☒				◎職員の人事評価制度を整備している ☒				◎ピアサポーターを配置している ☐						
※商談会等名 川の駅スタンプラリー				◎当該人事評価制度を周知している ☒				◎当該ピアサポーターは「障害者7対7研修」を受講している ☐						
主催者名 福岡都市広域行政事業組合				人事評価制度の制定日 年 月 日				※配置期間 月 日～ 月 日						
日時 令和5年 7月12日～11月22日				人事評価制度の対象職員数 5名				就業時間						
内容 スタンプラリー景品として				うち昇給・昇格を行った者 1名				職務内容						
				当該人事評価制度の周知方法 社内SNS及び運営会議にて通達										
⑦第三者評価				⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等										
◎前年度末日から過去3年以内に福祉サービス第三者評価を受けている ☐				◎ISOが制定したマネジメント規格等の認証等を受けている ☐										
※評価を受けた日 月 日				※認証を受けた日 月 日										
第三者評価機関				規格等の内容										
(Ⅵ) 経営改善計画														
◎指定権者である都道府県（指定都市・中核市）へ、経営改善計画書へ提出した。 ☐														
※受理日 年 月 日														

各項目について適宜、実績がわかる情報を追加すること。